

宿泊約款・利用規則

～オーシャンビュー開聞岳～

簡易宿所 宿泊約款

第1条 本約款の適用

- 1.当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当施設は前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1.当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設へ申し出て頂きます。
 - (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、宿泊日、メールアドレス
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号
 - (3) 出発日、人数、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
 - (4) その他、当施設が必要と認めた事項(大人・小人・幼児及び家族構成)
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあつたものとして処理します。
- 3.18歳未満(高校生を含む)のみのご宿泊は、保護者の許可が無い限りお断り致します。宿泊には保護者の同意書をご宿泊者全員分、必要となります。

小中学生の利用は18歳以上の同行する責任者(家族以外の場合)が居て、保護者同意書の提出があつた場合、宿泊の対応を致します。

第3条 宿泊契約の成立

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾し、お申込み代表者様の身分証明書提出と宿泊費の入金が整った時点で「予約確定」となり、正式に成立するものとします。ご入金および身分証明書の提出が確認できない場合、予約は無効となります。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当施設は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1.ご希望日が、すでに満室のとき。
- 2.宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- 3.宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

4. 宿泊しようとする者が、次の事項に該当すると認められるとき。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。

暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。

5. 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

6. 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施が著しく困難な負担を繰り返し求めたとき、または当施設職員に対し、暴力、脅迫、侮辱等の威圧的な言動、SNS等での不当な誹謗中傷、その他業務を妨害する行為を行ったとき。

7. 過去に規約違反があった場合。

8. 天災・施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

第5条 宿泊者の契約解除

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は宿泊客が、宿泊契約の全部または一部を解除したときは、次の項目に掲げるところにより違約金を申し受けます。

・宿泊日の30日前～15日前に解除した場合、宿泊料金の40%

・宿泊日の14日前～3日前に解除した場合、宿泊料金の60%

・宿泊日の2日前～当日に解除した場合、及び連絡なく不着になった場合、宿泊料金の100%

・連泊予約において、宿泊日の一部を取り消した場合、取り消した日ごとに同様の違約金を申し受けます。

・災害、交通障害、病気等による解除も、同様の違約金を申し受けます。ただし、やむを得ない事情と当施設が判断した場合は、この限りではありません。

第6条 宿泊人数

1. 当施設の最大宿泊人数は22名です。定員を超える宿泊は固くお断りいたします。

第7条 当施設の契約解除

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次の事項に該当すると認められるとき。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が関係者等(利用施設職員、近隣住民含む)に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 第2条第1項及び第3項の事項と異なるとき。
 - (8) 第6条第1項に定める最大宿泊人数を超えるとき。
 - (9) 宿泊に関し、偽名や宿泊者情報について虚偽申告が発覚したとき。
 - (10) 当施設が不適切と判断した場合、また当施設が定める利用規則に従わないとき。
2. 当施設は前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。ただし、宿泊客の規約違反(騒音、迷惑行為等)による解除の場合は、違約金として残りの宿泊料金の100%を申し受け、返金は致しません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当施設受付において次の事項を登録して頂きます。なお、取得した宿泊者名簿は、旅館業法に基づき3年間保存いたします。

(1) 氏名、国籍、住所、連絡先の電話番号、性別、生年月日、年齢、

日本国内居住の有無、旅券番号、顔写真付きの身分証明書

第9条 当施設の使用時間

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は15時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 早着及び延長のご希望は事前にご相談ください。追加料金が発生する場合がございます。

3. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が施設内および客室内に置き忘れられていた場合、法令に基づいて当施設が相当と考える措置をとる事とします。当該手荷物または携帯品の所有者が明確に判明したときは、当施設は、その裁量に基づき、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めることが出来る(ただし、義務ではない)ものとします。

第10条 利用規則の遵守

宿泊者は当施設の利用規則に従っていただきます。

第11条 宿泊料金の支払い

1. 料金の支払いは現金またはクレジットカード等(オンライン決済を含む)、当施設が認めた方法により、行って頂きます。

2. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当施設の責任

1. 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設受付において宿泊の登録を行ったときまたは客室に

入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり宿泊客が出発するためチェックアウトした時に終わります。

2. 宿泊客が当施設の利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

第13条(備品の持ち出しおよび損傷等)

1. 宿泊客は、客室内に設置された備品、装飾品、什器等を本施設の外へ持ち出してはならないものとします。
2. 客室内の備品(タオル、バスローブ、食器、ドライヤー、家具等)は、本施設内での利用に限定されます。
3. 万が一、備品の紛失、持ち出し、または通常の使用範囲を超えた破損・汚損が判明した場合、当施設は当該宿泊客に対し、その相当額(購入価格、修理費用および営業補償等)を請求するものとします。

第14条 金銭その他貴重品

金銭その他貴重品は、自己責任にて管理して頂きます。盗難及び紛失、滅失又は毀損等の損害について、当施設は一切責任を負いません。

第15条 インターネット通信の使用

1. 当施設内でのインターネット通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。
2. インターネット通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、または生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第16条 本約款の変更

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

利用規則

オーシャンビュー開聞岳(以下、当施設という)では、お客様に安全かつ快適にご利用頂くために、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力下さいますようお願い申し上げます。この規則をお守り頂けない場合は、当館内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おき下さい。

適用範囲

1. 当施設の全施設(宿泊施設、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当施設内諸施設」といいます。)ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させていただきます。

火災予防および保安に関すること

- 1.当施設内は全館禁煙とさせていただきます。喫煙される場合は必ず指定場所をご利用下さい。
- 2.バックヤードなどお客様用以外の施設には立ち入らないで下さい。

お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関すること

- 1.お忘れ物、拾得物の処置は法令(遺失物法)に基づいてお取り扱いさせていただきます。

当施設内諸施設に関すること

- 1.当施設の洗濯機は自由にご利用頂けますが、利用後は直ちに洗濯物を取り出して下さい。また、洗濯設備の性能に関するご意見は一切受付けておりません。
- 2.宿泊客が当施設の施設内設備を利用できる時間は、チェックイン日の15時からチェックアウト日の10時までとします。チェックイン前、チェックアウト後の施設内設備利用については別料金を請求致します。

行動に関すること

- (1) 当施設ご利用のお客様は必ず当施設職員の指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。
- (2) 当施設内の入退出は当施設とご契約頂いた宿泊者様のみ可能となります。
- (3) 当施設内で発生したゴミ類は、当施設の分別に従ってお捨て下さい。
- (4) 当施設内で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。
- (5) 当施設内に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。
- (6) 当施設に門限や消灯はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。
- (7) 夜 21 時以降は「クワイエットタイム」とし、屋外での会話や大きな音での音楽、テレビの視聴は固くお断りいたします。
- (8) 指定場所以外での火気(カセットコンロ、花火、焚き火等)の使用は、火災予防のため厳禁とします。

責任に関すること

- 1.当施設内において宿泊者様間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

その他の禁止事項

- 1.当施設内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
- 2.当施設内諸施設で近隣の住民にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
- 3.客室を当施設の許可なしに宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
- 4.当施設内施設に他のお客様の迷惑になるものをお持込みになること。
イ. 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般(但し、盲導犬、介助犬は除く)

- ロ. 発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発生する物、その他法令で所持を禁じられている物等
- 5. 当施設内諸施設の諸設備、諸物品に傷や異物をつけたり、当施設の許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
- 6. 当施設内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びピラ等の配布、署名活動等を行うこと。
- 7. 施設内で撮影された写真等を当施設の許可なく営業上の目的で公にすること。
- 8. その他、ドローンの飛行、無許可の商用撮影など当施設が不相当と判断する行為。

情報に関すること

- 1. 当施設の屋号、オーシャンビュー開聞岳を当施設以外の第三者が使用することを禁じます。
- 2. 当施設は簡易宿所に定義されるゲストハウスとなり、旅館業営業許可にて運営を行っております。
- 3. 当館ご利用時にご登録頂いた個人情報個人情報保護法に基づいて守られ、第三者への開示・譲渡・販売を行うことは一切ありません。但し、例外として以下の場合を除きます。
 - イ. お客様自身が、開示について事前に同意頂いた場合。
 - ロ. 法令および、管轄官公庁により開示が求められた場合。
- 4. 当施設ご利用時にご登録頂いた電子メールアドレスは、お客様の同意を頂いた範囲内で、当施設より広告やお知らせを行うことができるものとします。
- 5. 当ホームページに掲載されている写真や文章、デザインは当施設の所有権が発生致します。無断で使用することを禁じます。
- 6. 本利用規則に関する内容は予告なく変更する事があり、変更があった場合は、当施設のホームページ等で周知するものとします。

2026年3月31日 改定

施設名：オーシャンビュー開聞岳

運営会社：株式会社川商ハウス

〒892-0838 鹿児島県鹿児島市新屋敷町 1-7

TEL:099-226-7131

E-mail:monthly@kawasho-net.jo